

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要	(経営支援課) 1
○公共測量の実施の通知 (3件)	(用地対策課) 1
○公共測量の終了の通知	(") 1
○道路の区域変更 (3件)	(道路課) 1
○道路の供用開始	(") 2
公告	
○建築士の免許の取消し (2件)	(建築指導課) 2
高知県公安委員会告示	
○駐車監視員資格者講習の実施	2

告 示

高知県告示第4号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月13日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により四万十市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
令和7年10月高知県告示第644号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
四万十ショッピングガーデン
四万十市具同八反田3189-2
- 意見の概要
意見なし

高知県告示第5号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年12月8日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年1月13日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類

- 公共測量(用地測量)
- 作業期間
令和7年12月1日から令和8年2月12日まで
- 作業地域
長岡郡大豊町怒田及び八畝地区

高知県告示第6号

高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年12月16日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年1月13日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(3級基準点測量)
- 作業期間
令和7年12月15日から令和8年3月17日まで
- 作業地域
南国市東崎

高知県告示第7号

奈半利町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年12月19日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年1月13日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(家屋図データ作成)
- 作業期間
令和7年12月15日から令和8年3月31日まで
- 作業地域
安芸郡奈半利町

高知県告示第8号

高知県土木部安芸土木事務所長から令和7年8月高知県告示第509号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和7年12月9日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年1月13日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年1月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月13日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 194号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町葛原字西ノナロ92番4から吾川郡いの町葛原字西ノナロ154番10まで	前	12.9 }	200
	後	34.3 }	200

高知県告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年1月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月13日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 本川大杉
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町葛原字足谷口105番3から吾川郡いの町葛原字足谷口18番1まで	前	4.9 }	69
	後	7.6 }	69

高知県告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年1月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月13日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道

- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市浦ノ内塩間字 宮ノ前49番3から 須崎市浦ノ内塩間字 宮ノ前37番まで	前	5.0 }	118
	後	9.5 }	
		5.9 }	118
		13.5 }	

高知県告示第12号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和8年1月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和8年1月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本川大杉
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町葛原字足谷口 105番3から 吾川郡いの町葛原字足谷口 18番1まで	69	令和8年1月13日

公 告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。
令和8年1月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 取消し年月日
令和8年1月13日
- 2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
猪野 耕児

- 二級建築士
高知県知事登録第1278号
- 3 取消しの理由
建築士法第8条の2第1号に掲げる場合に該当する事実が判明し、このことは、同法第9条第1項第3号の規定に該当する。

~~~~~  
建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。  
令和8年1月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 取消し年月日  
令和8年1月13日
- 2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号  
梅原 一洋  
二級建築士  
高知県知事登録第3600号
- 3 取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第1号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イの規定により、駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。  
令和8年1月13日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

- 1 実施期日  
(1) 講習  
令和8年2月24日(火)及び25日(水)の2日間  
受付時間 午前8時30分から午前9時まで  
講習時間 午前9時から午後5時30分まで  
(2) 修了考査  
令和8年3月4日(水)  
受付時間 午前9時から午前9時30分まで  
指示説明 午前9時30分から午前10時まで  
考査時間 午前10時から午前11時まで
- 2 実施場所  
高知市丸ノ内二丁目4番30号  
高知県警察本部 2階201会議室
- 3 受講人員  
定員15名(受講申込みの先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。)

- 4 講習内容  
道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識についての講義14時間(1日7時間)並びに修了考査1時間の合計15時間(修了考査合格者には、当日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。)
- 5 持参物  
(1) 駐車監視員資格者講習受講票(受講申込書を受理した後、高知県警察本部から交付する。)
- (2) 筆記用具
- (3) 印鑑(修了考査日のみ)
- 6 受講申込方法等  
(1) 受講申込書の受付期間  
ア e-Gov電子申請(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)を利用する方法により提出する場合  
令和8年1月14日(水)午前9時から同年2月13日(金)午後5時まで  
イ 直接提出する場合  
令和8年1月14日から同年2月13日まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。))の午前9時から午後5時まで  
(2) 受講申込書の配布場所  
高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係及び高知県警察のホームページ(<https://www.police.pref.kochi.lg.jp/>)で配布する。  
(3) 受講申込書を直接提出する場合の提出場所等  
ア 提出場所  
高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係  
イ 提出方法  
受講申込書の提出は、講習を受けようとする者が直接行うこと。この場合において、運転免許証等の身分証明書類を提示すること。  
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 提出書類  
ア 駐車監視員資格者講習受講申込書2通。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は、不要とする。  
イ 写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの受講申込書を提出する際に写真を添付した場合は、別途の

提出は、不要とする。

(5) 受講手数料

講習を受けようとする者は、受講手数料として、2万円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により受講申込書を提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、(3)アの提出場所において納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習に関する問い合わせ先

高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（電話番号088-826-0110内線5125）